



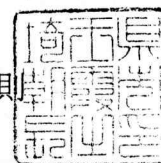
朝霞市告示 第 34 号

特定生産緑地(朝霞市)の指定・解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地
を同条第4項の規定により、また、同法第10条の6第1項の規定に基づき解除した特定生産緑地
を同条第2項の規定において準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和 7 年 3 月 10 日

朝霞市長 富岡 勝則



生産緑地 地区番号	位 置	特定生産緑地の面積(ha)				指定期限日	図面 番号
		既指定	新指定	解除	合計		
第 118 号	朝霞市 岡3丁目 地内	0.67		0.22	0.45	令和14年12月10日	1
第 193 号	朝霞市 根岸台4丁目 地内		0.22		0.22	令和18年3月26日	2
第 194 号	朝霞市 根岸台4丁目 地内		0.21		0.21		2
第 195 号	朝霞市 根岸台5丁目 地内		0.27		0.27		2
第 197 号	朝霞市 根岸台5丁目 地内		0.14		0.14		2
第 198 号	朝霞市 根岸台5丁目 地内		0.33		0.33		2

「区域は変更概要図表示のとおり」